# 医療法人　徳洲会
# 羽生総合病院ふれあい介護相談所
# 運営規定の概要

1　（事業所の名称等）

（1）　名　　称　　医療法人　徳洲会
羽生総合病院ふれあい介護相談所
（事業所番号　1173900778）

（2）　所　在　地　　埼玉県羽生市下岩瀬 446

（3）　電話番号　　048-562-5037

（4）　サービス種別　　(予防)居宅介護支援

（5）　運営方針

利用者様の意思及び人格を尊重し、心身の特徴を踏まえて
その能力に応じた自立した生活を営むことができるように
援助を行う。
地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、
総合的なサービスの提供に努める。

２　（営業日及び営業時間）

営　業　日　月曜日から土曜日（１２月３１日～１月３日を除く）

営業時間　（月）～（金）　午前８時３０分から午後５時まで

（土）　午前８時３０分から午後１２時３０分まで

連絡体制　電話により２４時間常時連絡が可能な体制あり。

３　通常の事業の実施地域

羽生市

※標記地域以外の方でもご相談に応じます。

４　従業員の職種、員数及び職務内容

管理者　１人（介護支援専門員兼務）

管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。また、自らも居宅支援業務を行うものとする。

## 主任介護支援専門員　　１名以上

主任介護支援専門員は、介護支援専門員の育成と地域の社会福祉の発展に努める。また、自らも居宅支援業務を行い、要介護者等の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助

## 介護支援専門員　　３名以上

介護支援専門員は、居宅支援業務を行い、要介護者等の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

## ５ 利用料について

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により保険給付金が直接事業者に支払われない場合、１ヶ月につき要介護度に応じて料金をお支払いいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

## ６　通常の事業の実施地域を越える場合の交通費について

通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

サービス提供地域を超えた時点から５キロ毎に 105 円

## ７　秘密保持

利用者及びその家族の個人情報は、あらかじめ文書にて同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、用いません。

個人情報の取り扱いについては厚生省による「個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守します。

## ８　事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

## ９　虐待の防止

虐待防止に関する責任者を選定し、当事業所従業者または居宅サービス事業者及び介護者（現に介護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合は、速やかに市町村へ通報します。

身体拘束の適正化について、身体拘束はその人らしい生活を営むことを阻害する行為とし、対応します。また、緊急でやむを得ない場合についても早急な解除につながるように支援します。

## １０　ハラスメントについて

ハラスメントについての規定を定め、利用者様・サービス事業者・当事業所職員が守られるように適切に対応します。職員には定期的に研修の機会を設けます。

## １１　衛生対策　災害対策（事業継続への支援）

感染症防止に関する研修や訓練への参加を実施し、感染症の予防及び蔓延防止に努める。また、感染症や災害において継続して支援を受けられるように対応する。職員には定期的な研修の機会を設けます。

## １２　サービス内容に関する相談・苦情窓口について

事業所　苦情相談窓口(担当：管理者)
電話番号　０４８－５６２－５０３７
受付時間　(月)～(金)　　午前８時３０分～午後５時まで
（土）　午前８時３０分～１２時３０分まで

## １３　その他の苦情・相談窓口

羽生市　（介護保険担当）　電話０４８－５６１－１１２１
加須市　（介護保険担当係）　電話０４８０－６２－１１１１
埼玉県国民健康保険団体連合会　電話０４８－８２４－２５６８
受付時間　午前８時３０分～午後５時（土日祝日を除く）

令和６年４月1日現在